

(4) 本県のへき地学校の概要

本県はへき地学校が多く、人事委員会、県へき地教育振興会指定のへき地学校を合わせると、県全体の学校数に対して小学校は32.5%、中学校は21.9%であり、このほかに教育事務所指定のへき地校が、小学校18校、中学校5校あり、これを含めれば、本県のへき地学校は県全小中学校の32.1%になる。

また、へき地学校は、会津地方に多く、次いで阿武隈山系に分布しており、その多くは小規模校と分校である。

児童・生徒数についてみると、全児童・生徒数に対して小学校児童数は7.5%、中学校生徒数は8.2%に当り、教職員数では14.4%の教職員が、へき地学校に勤務している現状である。

2 へき地教育の振興策

へき地の学校は、概して小規模校であり、かつ分校も多いため、複式学級が多い。従って教育条件の改善充実を図るとともに、へき地学校に優秀な教員を確保することが緊要である。

(1) へき地教育の人事行政

「昭和53年度末人事に関する方針」1の(2)において、「教育の機会均等の理念に立脚し、地域差、学校差の是正につとめ、各学校の教職員組織の充実と均衡化をはかる」ことを基本方針としてかかげ、これを受けて、「昭和53年度小・中学校教職員人事実施要項の二について「交流のための区分を設定し、すべての教職員が在職期間中に都市、平地、へき地等の勤務を公平に経験し、学校教育の充実を期する。」こととしへき地と各地域間との計画的な交派の推進を図った。

また、へき地派遣制度によるへき地派遣、管理職への昇任にへき地学校勤務で優秀な者の抜きなどの施策もあわせて実施した。

① へき地交流

ア 地域区分

県内の地域区分を次のとおりとする。

- 特A地域 旧4市（福島、郡山、若松、平）の学校
- A地域 市、主要町村の学校
- B地域 特A、A及びC地域以外の学校
- C地域 へき地の学校（人事委員会、へき地教育振興会、教育事務所の各指定学校）

イ 交流基準

(ア) へき地学校勤務については次の基準による。

- ㊦ 教員については、その在職期間中に別表2による期間勤務する。
- ㊧ 昭和28年度以降採用者のうちで、へき地学校勤務の経験のない者については、計画的にへき地学校へ転出させる。ただし、へき地学校に勤務すべき該当者が少ない場合においては、採用年度にかかわらず計画的にへき地学校に転出させる。これがため、当分の間はまず、昭和22年度から昭和27年度までの採用者であって、へき地学校勤務経験のない者及びへき地勤務経験の少ない者を重点的に考慮する。

㊨ 相当期間へき地学校に勤務し、都市又は平地の学校に転出を希望する者については、優先的に考慮する。

なお、昭和49年度以前採用者及び昭和50年度以降採用者のへき地学校勤務年数は別表3による。

㊩ 会津ブロックより他ブロックに転出を希望する者については優先的にその転出を考慮する。

別表2

級別	教育事務所、へき地教育振興会指定へき地	人事委員会指定へき地				
		特准1級地	1級地	2級地	3級地	4級地
勤務年数	5年以上	4年以上	3年以上			

別表3

年 度	出身管内外別	へき地級地別		
		教育事務所、へき地振興会指定へき地、特准1級地	1級地	2級地以上
昭和49年度以前採用者	出身管内へき地	5年以上	4年以上	3年以上
	出身管外へき地（昭和53年度まで）	4年以上	3年以上	2年以上
	会津ブロック外出身者の会津ブロックへき地	3年以上	2年以上	
昭和50年度以降採用者	出身管内へき地	5年以上	4年以上	3年以上
	出身管外へき地	5年以上	4年以上	3年以上
	会津ブロック外出身者の会津ブロックへき地	4年以上	3年以上	

昭和53年度へき地交流件数

転出入 学校種別	へき地への転入件数			へき地からの転出件数		
	A→C	B→C	計	C→A	C→B	計
小学校	43	90	133	73	142	215
中学校	38	45	83	51	43	94
計	81	135	216	124	185	309

② へき地派遣制度

へき地校勤務満了教員で、都市又は平地の学校に勤務する教員のうちから、成績優秀な中堅教員を厳選して計画的にへき地学校に派遣し、その教育実践をとおしてへき地教育振興に役立てるとともに、当該教員が相当期間勤務し、その勤務成績が良好の場合は、抜き人事等の優遇措置を講ずることとした。相当期間とは3年以上である。

昭和53年度末は特に南会津西部地区を重点地区に設定し、教員組織の充実強化をはかった。

(2) へき地学校教職員の経済的優遇策

① 旅費配分における優遇措置

旅費の配分算定資料として、へき地学校の場合には、教員1人当たり5,000円の研修旅費を支給し、優遇している。